

令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業 公募要領

令和7年7月16日
株式会社三菱総合研究所

株式会社三菱総合研究所（以下「検証受託者」という。）は、厚生労働省「自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式」の一環として、以下のとおり、「令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業」（以下「本事業」という。）に参加する自治体を公募する。

第1 事業の趣旨

医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）では、自治体・医療機関等の間の連携について、「自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携させる仕組みを構築することにより、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有可能にする」と記載されている。

また、医療情報の二次利用の環境整備について、「保健医療データの二次利用により、創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興に資することが可能となり、結果として、国民の健康寿命の延伸に貢献する」と記載されている。

こうした中、自治体検診情報の一次利用と二次利用について、仕組みの構築や環境の整備に関する取組が進められている。

本事業では、デジタル庁において、令和7年度中にシステム構築され、同年度途中に利用開始となるPMH¹を活用し、自治体が実施する自治体検診事務に関して、検診情報のデータ連携方策等の実証を行い、その結果をとりまとめる。

第2 事業の概要

1 自治体検診DXの概要

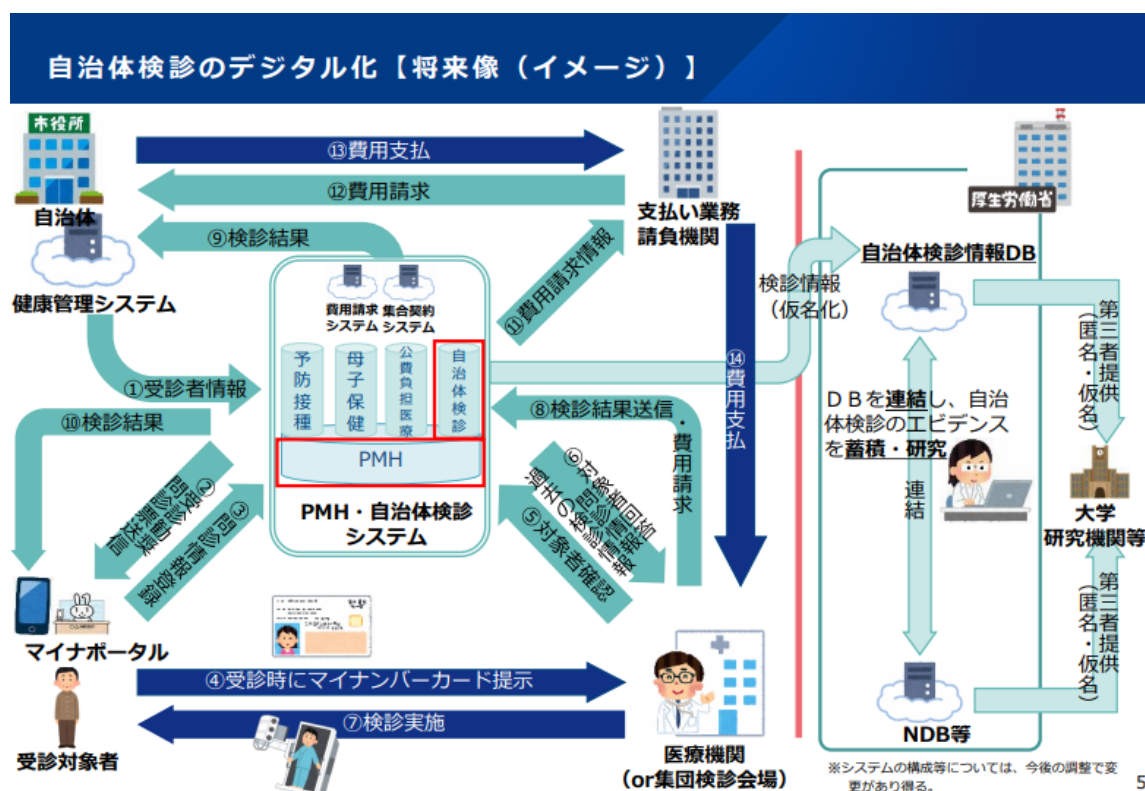
(1) 自治体検診DXの概要（将来像）

¹ デジタル庁 「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）（医療費助成、予防接種、母子保健等のデジタル化）」
<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

自治体検診 DX では、令和 11 年度から PMH を活用した本格実施を予定しており、「自治体検診 DX の概要（将来像）」（図表 1）を念頭に、準備を進めている。

具体的には、オンライン資格確認の基盤を活用し、医療機関・検診会場（以下、医療機関等）がマイナンバーカードを用いて対象者を確認後、デジタル化された受診券・問診票を基に検診を実施する。これにより、自治体における受診券・問診票の印刷、発送の事務負担を軽減するとともに、併せて、費用請求事務を効率化する。

また、自治体の自治体検診結果の匿名（仮名）情報データベース（以下「自治体検診 DB」という。）を整備し、クラウド上の情報連携基盤を活用して、自治体検診 DB と NDB 等との連結解析を可能とする。



図表 1 自治体検診 DX の概要（将来像）

第 59 回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料より

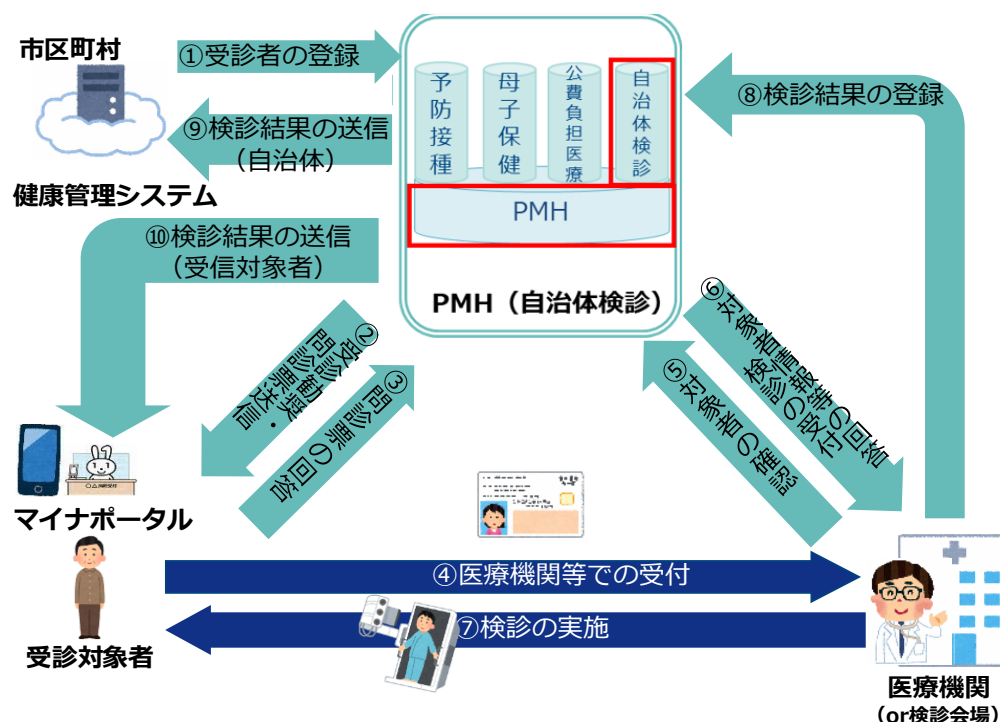
(2) 令和 7 年度の先行実証事業の範囲

(1) で示した将来像のうち、令和 7 年度の先行実証事業では、以下の図表 2 に示すとおり、PMH と自治体、医療機関等、受診対象者間の連携を対

象範囲とする。医療機関等と PMH との情報連携においては、医療機関向けアプリ（検証受託者から医療機関等に貸与されるタブレット等にインストールされたアプリであって、医療機関等から PMH に接続し、受診対象者の照会、対象者情報の照会、検診結果の登録等に使用するアプリを指す。以下、「医療機関アプリ」という。）での検診結果の入力等を基本とする。

なお、本事業では先行して一部の業務のみをデジタル化するため、従前の業務フローとは異なる対応が発生する可能性がある。

	業務	概要
①	受診対象者の登録	自治体から連携される検診の受診対象者の情報を登録する。
②	受診勧奨 問診票の送付	登録された受診対象者のうち、勧奨対象者となる情報の抽出を行い、問診票を送付する。
③	問診票の回答登録	受診対象者がマイナポータルなどを通じて作成した問診票に回答し、PMH に情報を登録する。
④	医療機関等での検診受付	医療機関等に対し、受診時にマイナンバーカードを提示する。
⑤	対象者情報の確認	医療機関等から PMH に対して受診対象者を確認する。
⑥	受診対象者の回答、問診票回答情報の送信	PMH から医療機関等に受診対象者情報・問診票回答を送信し、検診の受付を行う。
⑦	検診実施	医療機関等において検診を実施する。
⑧	検診結果の送信	医療機関等にて作成された検診結果を登録する。医療機関等は、登録の際、不正な情報が記入されていないことを確認する。登録された検診結果の検索・照会を行い、必要に応じて修正する。
⑨	検診結果の連携 （自治体）	医療機関等が登録した検診結果を受診対象者が居住する自治体に連携する。
⑩	検診結果の閲覧 （住民）	登録された検診結果をマイナポータルで閲覧する。



図表 2 先行実証事業 業務の範囲

2 公募の概要

(1) 対象自治体

先行実証事業に参加を希望する市区町村（特別区を含む）を対象とする。

なお、本事業は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務を対象とするため、健康管理システム等の環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価(PIA)が完了している必要がある。

PIAの所要期間は自治体によって異なり²、当該期間に応じて先行実証事業内で対応可能な実施事項が異なることから、公募は以下の2通りとする。

	公募 A（標準）	公募 B
概要	令和 7 年度の先行実証事業に	全国展開に向けて令和 7 年度

² 個人情報委員会「特定個人情報保護評価の概要」4. 特定個人情報保護評価の実施手続を参照のこと
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hogohyouka_gaiyou_shosai.pdf

	参加する自治体の募集	から準備を行う自治体の募集
対象自治体	PIAが「基礎項目」または「基礎項目＋重点項目」の自治体	PIAが「基礎項目＋全項目」の自治体
備考		※令和7年度に環境整備に着手することは難しいが、本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合に向けて今年度から検証受託者の支援を受けてPIAの準備を行う ※翌年度以降の先行実証事業では令和7年度の内容から変更となる可能性がある

公募Aと公募Bでは、(4) 公募要件、および、「第3の1の(2)応募申請書の提出」、「第3の4 費用」が異なるため注意すること。

(2) 対象事務

健康増進法 19 条の 2 に基づき、自治体が健康増進事業として実施する検診のうち、以下の検診を対象とする。

歯周疾患検診	
がん検診	胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診

(3) 調査・検証の内容

検証受託者と緊密に連携しつつ、自治体や医療機関等が PMH を用いて、「第2の1の(2) 令和7年度の先行実証事業の範囲」に関する業務を円滑に実施できるようにするとともに、全国展開に向けた課題の整理等を行うという観点から、以下の調査・検証を行う。

なお、自治体において実証を行う際には、定義された標準プロセスやフォーマット類を用いて進める。

<自治体・医療機関等>

- ・ 検診にかかる一連の業務
- ・ PMH と連携した医療機関アプリ等を用いた検診の実施
(自治体が既に周知した検診外での実施でも可)

- ・ 受診対象者、医療機関等、自治体関係者等からの反応の収集 等

＜システム運用事業者等＞

- ・ PMH との情報連携のための環境整備（医療機関アプリ、健康管理システムが PMH と連携するための準備等）
- ・ デジタル化された自治体検診情報のシステム連携 等

＜共通＞

- ・ 全国展開に向けた課題の抽出
- ・ 受診対象者、医療機関等、自治体関係者等のニーズの把握
- ・ 全国展開に向けた効果的・効率的な仕組みの検討 等

(4) 公募要件

以下の要件をすべて満たすこと。

＜公募 A＞

（基本的事項）

- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」、「自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式 仕様書」等の内容について十分理解した上で、厚生労働省、関係省庁、検証受託者等と連携を密にし、検証に協力すること。
- ・ 健康管理システムベンダ等とあらかじめ協議・調整の上、本事業に参加する関係者（健康管理システムベンダ等、医療機関等）が、本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で応募すること。
- ※ 健康管理システムベンダ等との協議・調整に当たり、健康管理システムの環境整備が困難とされた場合であっても、個別の対応により、本事業への参加・実証が可能となる場合があるため、検証受託者に相談すること。
- ・ ネットワークやPMHとの接続方法等については、庁内の情報システム部門と協議の上で応募すること。
- ・ 自治体内に所在する検診実施医療機関等に対して、実証内容や支援内容（実証端末の貸与等）について説明し、申請段階で実証に参加する見込みのある医療機関等を1か所以上確保すること。
- ・ 採択後に、採択団体の担当職員は、事業の実施状況を把握し、オンライン会議等により、検証受託者の求めに応じて報告すること。
- ・ 検証受託者及び検証受託者が指定する者による現地調査を受け入れること。

- ・ 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となることを理解していること。

（対象事業に関すること）

- ・ 本事業は、「(3)調査・検証の内容」の調査・検証を行うことを目的とするものであり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令、条例等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承すること。特に、PMHに登録する情報について、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従い、必要な措置を講じること。
- ・ 本事業における情報連携に当たってはマイナンバーを利用するため、採択団体では、本事業で参加を希望する対象事務を番号法第9条第2項の規定による個人番号利用事務として整備すること。
- ・ また、採択団体は、対象システムの環境整備に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと（記載例等は、個別に提供予定）。
- ・ 採択団体における自治体検診の実施期間と、本事業開始以降の期間が合わない場合は、実証を実施するための何らかの工夫が必要になることを理解していること（実際の検診データを用いずに実証を行う等）。

（環境整備に関すること）

- ・ 健康管理システムベンダ等が実施する環境整備の内容が、別に示す「健康管理システム等ベンダ向け仕様書」に従った内容となっていること。
- ・ なお、PMHとは、LGWAN経由で既存ネットワークの設定変更により接続することを想定しており、PMHとの連携方法（API連携、USBメモリ等で一部手動による連携等）、データ連携方式（差分連携、全件連携）については、いくつかのバリエーションの中から選択できる見込みである。また、システムを用いずに対象者情報を管理している場合など、システムによるデータ連携を行わずに、本事業への参加を希望する場合には、あらかじめ、検証受託者に相談すること。

（医療機関アプリに関すること）

- ・ 医療機関アプリについて、採択団体を対象に開催される説明会に参加し、採択団体として希望する医療機関アプリを選択すること（本事業に参加する医療機関等の希望も聴いた上で選択することが望ましい。）。

- ・ 採択団体が選択可能な医療機関アプリは、検証受託者が示すこととなり、採択団体は、検証受託者が示す医療機関アプリの中から、実証に使用したい医療機関アプリの種類や数について希望を提出することになるが、希望が通らない場合もあることを理解していること。

(契約等に関すること)

- ・ 採択後に、採択団体と本事業に参加する関係者（医療機関アプリベンダ、採択団体の健康管理システムベンダ等、医療機関等）との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書等を交わすこととなることを理解していること（「第3の3の(4)その他」で後述）。
- ・ 採択後に、採択団体において本事業に参加する医療機関等を確保し、合意すること。
- ・ 採択団体が本事業に参加するための環境整備に当たっては、検証受託者が採択団体の健康管理システムベンダ等と直接の委託契約を締結する。採択団体は、検証受託者が採択団体の健康管理システムベンダ等と直接の委託契約を締結し、本事業で参加を希望する対象事務に関連する環境整備をすることについて合意すること。
- ・ 採択後、事業開始までに、採択団体とデジタル庁において、PMH システム等における情報連携事務等に関する委託契約を締結すること。デジタル庁及び社会保険診療報酬支払基金は、採択団体からの委託を受けて、PMH システム、オンライン資格確認システム等を運用することとなること。また、採択団体は、PMH システムの利用規約に同意をすることがあること。
- ・ なお、健康管理システムを用いずに対象者情報を管理している場合など、外部事業者と連携した環境整備を伴わない場合については、原則として環境整備に係る契約は生じないものと想定しているが、採択団体において上記 PMH システム等における情報連携事務等に関する委託契約及び利用規約への同意が必要となること。
- ・ 採択団体及び本事業に参加する医療機関等はマイナ資格確認アプリを利用することから、当該利用規約への同意が必要となる。採択団体や、参加医療機関等は本事項を理解していること。

<公募 B>

(基本的事項)

- ・ 「医療DXの推進に関する工程表」、「自治体検診DXの推進に関する調査研究等一式 仕様書」等の内容について十分理解した上で、厚生労働省、関係省庁、検証受託者等と連携を密にすること。

- ・ 採択後に、採択団体の担当職員は、事業の実施状況を把握し、オンライン会議等により、検証受託者の求めに応じて報告すること。
- ・ 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合は、継続参加が原則となることを理解していること。
- ・ その場合、公募 A に記載の要件が求められることについて理解していること。ただし、内容の変更可能性がある。

(対象事業に関すること)

- ・ 本事業が翌年度以降も継続して実施されることとなった場合に向けて、採択団体は、特定個人情報保護評価（PIA）の対応を本年度中に着手すること（記載例等は、個別に提供予定。）。

(5) 採択団体数

採択団体数は、公募 A・公募 B 合わせて 10 団体程度を目安とし、厚生労働省で確保している予算の範囲内で、応募状況と予算規模等に鑑み決定することとする。

第 3 応募手続

1 応募手続

公募 A・公募 B とともに、以下の「関心表明の提出」と「応募申請書の提出」の 2 段階の手続を設ける。

(1) 関心表明の提出

①趣旨

- ・ 「関心表明」は、本事業への参加について、暫定的な意向を把握するためのもの。
- ・ 関心表明を提出した自治体の求めに応じて、検証受託者は、情報提供や個別相談等を行う。
- ・ 関心表明の提出時においては、医療機関等や健康管理システムベンダ等と協議中であっても差し支えない。
- ・ 最終的に、「応募申請書」は提出しない、即ち、結果的に応募を取りやめることとなっても差し支えない。
- ・ 少しでも関心を持ったという場合には、可能な限り早い段階で、関心表明を提出することが期待される。
- ・ 公募 B とは別に、「今年度の参加は困難だが、来年度以降本事業が

実施される場合は参加を検討したい」等といった場合も提出いただきたい。

②応募者

- ・ 市区町村（特別区を含む）
※ 関心表明の提出時は、「第2の2の(4)公募要件」に記載されているすべての要件を満たしている必要はない。

③応募に必要な資料

- ・ 検証受託者のウェブサイト上のフォームより、参加意向、関係者との調整状況等を記載の上、提出すること（具体的な記載事項は、別添の（記載例／様式）を参照すること）。

④提出期限

- ・ 令和7年8月18日（月）正午

⑤提出方法

- ・ 提出は、下記フォームにより提出期限までに行うこと。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容（個人情報の取り扱い等）も理解した上で提出すること。
- ・ フォームでの提出が困難な場合は、個別に検証受託者に連絡すること。

【提出フォーム】

https://questant.jp/q/kenshin_kanshin

【検証受託者のウェブサイト】

<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20250716.html>

(2) 応募申請書の提出

①趣旨

- ・ 「応募申請書の提出」は、本事業への参加について、最終的な応募意思を表明するためのもの。
- ・ 応募申請書の提出時には、「第2の2の(4)公募要件」に記載されているすべての要件を満たしている必要がある。
- ・ 検証受託者は、「応募申請書の提出」で提出のあった書類に対して、審査を行う。

②応募者

- ・ 市区町村（特別区を含む）
 - ※ 応募申請書の提出時は、「第2の2の(4)公募要件」に記載されているすべての要件を満たしている必要がある。

③応募に必要な資料

- ・ 以下の資料を提出すること。
 - ＜公募 A・B 共通＞
 - ・ 令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る応募申請書
 - ＜公募 A のみ＞
 - ・ 令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る見積依頼内容確認シート
 - ・ 健康管理システムベンダ見積書（書式自由）
- ※ 健康管理システム等の環境整備にかかる費用について、健康管理システムベンダ等から見積を取得した上で、提出すること。
- ※ 健康管理システム等について、支払額（「4の(2)支払額」で後述）の目安額を超える場合は、その理由や個別の事情について記載すること。
- ※ 「令和7年度自治体検診事務デジタル化先行実証事業に係る見積依頼内容確認シート」は、環境整備の内容について、自治体と健康管理システムベンダ等との間での認識に齟齬がないことを確認するために提出を求めるものであり、自治体から健康管理システムベンダ等に必要事項の記入を依頼し、記入内容を自治体において確認の上で提出を行うこと。
- ・ 検証受託者は、上記の資料以外にも、追加資料の提出等を求める場合がある。

④提出期限

- ・ 令和7年8月25日（月）正午

⑤提出方法

- ・ 「第6 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先」に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。

- ・ 送信メールの件名は、「【〇〇市（自治体名）】応募申請書（自治体検診事務デジタル化先行実証事業）」とすること。
- ・ ファイルを含め、メールの容量が10MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 検証受託者のウェブサイトに記載されている内容（個人情報の取り扱い等）も理解した上で提出すること。
- ・ メール受領後、申請者に対して検証受託者からメールにより受領確認を送信する。送信後、1営業日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、検証受託者に電話にて照会すること。
- ・ 送信上の事故（未達等）について、検証受託者は一切の責任を負わないこと。

2 採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。

なお、(2)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや申請書に記載のある内容の修正等を求める場合がある。

(2) 申請内容の確認・修正

選定は、提出された書類に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼、又はヒアリング等を実施することがある。

また、必要に応じて、検証受託者と応募者との間で調整の上、提出された書類の内容について修正等を依頼することがある。例えば、自治体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の自治体とのバランスを考慮した修正等を行ったり、本事業全体の観点から修正等を行ったりする必要がある場合がある。

なお、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

(3) 採択

検証受託者は、採択したときは、応募者である自治体に対して速やかにその旨を内示する。

採択された内容については、契約時まで、必要に応じて検証受託者と採択団体との間で調整の上、検証受託者にて修正等を行うことがある。

3 契約等

(1) 医療機関アプリベンダ、健康管理システムベンダ等との契約の締結

採択された内容を実施するため、検証受託者と医療機関アプリベンダ、採択団体の健康管理システムベンダ等が契約条件の最終的な調整を行った上で、本事業に係る契約を締結する。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日（令和7年8～9月頃を想定）から令和8年3月31日までの日で検証受託者が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

検証受託者と採択団体の健康管理システムベンダ等が締結する請負契約とする予定であるが、その詳細については、採択後に採択団体に別途通知する。

(4) その他

上記契約とは別に、以下の契約等を行うことを予定しており、その詳細については、採択の確定後に採択団体に別途連絡する。

- ・ 採択団体と本事業に参加する関係者（医療機関アプリベンダ、採択団体の健康管理システムベンダ等、医療機関等）との間での協定書
- ・ PMH システム等における情報連携事務等に関する委託契約（デジタル庁・採択団体）
- ・ PMH システムの利用規約への同意（採択団体）
- ・ マイナ資格確認アプリの利用規約への同意（採択団体、医療機関等）

4 費用

公募Bについては費用の発生は想定していない。費用が発生する場合は、あらかじめ検証受託者と相談すること。公募Aについては以下のとおりとする。

<公募A>

(1) 費用の扱い

本事業の遂行に直接的に必要な経費であって、本事業の実施に当たり新たに経費が必要となるものについては、検証受託者が支払う（支払いに当たっては、検証受託者が内容を精査の上、支払いの対象になるものとして認めた経費のみを対象とする。支払いの有無に疑義があるものについては、あらかじめ検証受託者に相談することが望ましい。）

支払いの対象として想定する経費の例は以下のとおりであるが、例にない経費でも認められる場合があるので、検証受託者に相談すること。

なお、「周知広報に用いるリーフレット等の印刷料」は、検証受託者が印刷し、印刷済のものを自治体に配布する。

項目	対象経費	備考
健康管理システム等	- 自治体の健康管理システムとPMH間で、事業の遂行に必要なデータを連携するための自治体システムの環境整備にかかる費用³ - 上記の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめるための費用	- 検証受託者が健康管理システム等ベンダと契約し費用を支払う - 申請時点で自治体が自団体の健康管理システムベンダ等から見積を取得する - 検証受託者にて、その見積の合理性を判定した上で、支払う
医療機関アプリ	- 医療機関アプリとPMHとの接続にかかる環境整備の費用 - 上記の環境整備を実施する過程での課題等を取りまとめるための費用 - 医療機関アプリの利用料 - 医療機関アプリを搭載したタブレット等の利用料	検証受託者が医療機関アプリベンダと契約し費用を支払う

(2) 支払額

- 公募開始時点においては、1団体当たりの支払額として、(1)で示した費用を前提に3000万円程度を想定している（内訳の目安：健康管理システム等（1000万円程度）、医療機関アプリ（2000万円程度））。
- ネットワーク設定費用は、原則として保守運用契約の範囲で対応することを想定しているが、環境整備が必要な場合は個別判断とする。
- 大規模市区町村（政令市等）など個別の事情がある場合は個別判断とする。
- 支払額は、環境整備等に要する費用の目安として示すものであり、採択基準そのものではないが、健康管理システム等の環境整備に係る費用等が、支払額から著しく乖離し、合理的な理由があると判断でき

³ その他の事業などで健康管理システム等とPMHとの接続がなされている場合は、新たに環境整備が必要と認められたもののみ対象とする

ない場合は、採択に至らない場合もある。

- ・ 「第3 応募手続」に記載のとおり、見積書の提出に当たり、支払額を超える場合は、その理由を記載した上で提出すること。

(3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・ 応募者、健康管理システムベンダ等の通常の運営経費
- ・ PMH と連携するための対応ではない、自治体の個別の希望を踏まえての UI/UX 改善対応（ベンダ各社の競争領域）にかかる経費
- ・ 先行実証事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・ 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

第4 報告及び評価

1 成果報告

採択団体は、本事業の終了後、検証受託者が厚生労働省に提出する成果報告書の作成に協力しなければならない。成果報告には次の内容を含むことを想定している。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告を基に、厚生労働省において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告は、厚生労働省 Web ページ等で公開する場合がある。詳細については確定後に採択団体に別途連絡する。

第5 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和7年7月	本事業参加団体の公募開始
令和7年8月末	本事業参加団体への内示
<以下公募Aの場合>	
令和7年9月	採択団体の健康管理システムベンダ等と検証受託者と

	の契約締結
令和 7 年 9 月～	環境整備（PIA の実施、健康管理システム・医療機関アプリの設計・開発・テスト等）
令和 8 年 3 月～	順次実証開始 ※実証開始時期は、個別の事情に応じ判断。
令和 8 年 3 月末	成果報告 ※本事業が翌年度以降も実施されることとなった場合は、継続して参加いただきたい。

第 6 公募要領に関する問い合わせ先・応募申請書類提出先

問い合わせについては、以下のフォームより受け付ける。本公募要領に関する質問のほか、提出資料に関する相談等も受け付ける。回答は、メール又は電話にて行う。

【問い合わせフォーム】

https://questant.jp/q/kenshin_toiawase

なお、フォームでの問い合わせが困難な場合等は、以下に連絡すること。

宛先：株式会社三菱総合研究所 自治体検診事務デジタル化先行実証事業受託者（検証受託者）

メール：jititaikensindx-jisseyou@ml.mri.co.jp